

賃上げと雇用の安定・最賃で地域の活性化

STOP暴走政治！憲法いかし守れ！平和といのち

# 春闘共闘ニュース

2017No.1・2017/8/4

発行：宮城県春闘共闘/宮城県労連 Tel:022-211-7002 fax:022-211-7004

〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋 1-5-13

**=最低賃金を今すぐ 1000 円以上に！**

**全国一律最低賃金を実現しよう！=**

## 7・28宮城労働局包囲デモ行進



榴岡公園にて集会を開催後、労働局周辺をデモ行進。

**「最賃を大幅に引き上げろー！」**



7月28日正午、宮城県春闘共闘会議は、7月25日に今年の最低賃金引き上げの目安が発表されたのを受けて開催された第2回宮城地方最低賃金審議会に合わせ、最低賃金今すぐ1000円以上を求める「宮城労働局包囲」集会並びにデモ行進を行い40名が参加しました。趣旨に賛同した「日本民主青年同盟宮城県委員会」も参加しました。

宮城労働局の周囲を行進しながら「最低賃金を今すぐ1000円に引き上げろー」、「全国一律の最低賃金を実現しようー」、「地域格差を拡大するランク制は廃止しろー」などのコールを行い、お昼休み中の労働者、ドライバーの方々に、安心して暮らしていける賃金にするために共にたたかいましょーと呼びかけました。

## 第2回宮城地方最低賃金審議会にて意見陳述

午後から開催された、第2回宮城地方最低賃金審議会には、各組合から12名が傍聴を行いました。審議の中で、宮城一般労働組合みやぎ生協支部の佐賀祥子副支部長と鎌内秀穂宮城県労連事務局長が意見陳述を行いました。

佐賀副支部長は自身が行った最低賃金生活体験について、「現在の最賃で、生活を出来るかと言われれば出来るかもしれないが、それは食事を1日1~2食にし、今より半分以下の家賃の家に住み、病気になっても病院に行かず、一切の交際を断って、携帯を持たず、生命保険には入らず、家に籠って水道、電気も使わず、髪も切らない、そんな人間らしくない生活、身も心も荒んでも、生きているだけでありがたい、そう思って生活すれば最賃生活は出来ます」と語り、現在の最賃では、憲法25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に反した生活になる事、25条の保障する生活を実現するために、2010年の政労使合意による2020年までの目標である「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」ことが重要であり、今年度の改定での時給1000円へ向けての大幅な最賃引上げ、地域間格差是正と全国一律最低賃金制度の実現、中小企業への支援策拡充が必要と訴えました。

鎌内事務局長は、中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る引上げを目指して審議をと訴え、その理由として、最賃額決定にあたっての3つの要素、①生計費②企業の支払い能力③類似の労働者の賃金、の中でとくに重要なのが①生計費であり、審議会で使用されている生計費資料は総務省が行った家計調査などを基礎としており、実質賃金の低迷が続く中での市民の暮らしの実態を示したものに過ぎず、市民の暮らし「生活感」に基づいているか検証されなければならないと訴えました。

また、昨年全労連東北地方協議会として東北各県の生計費調査に取り組み、東北各県の県庁所在地で暮らすには幾ら必要か算定した結果、仙台市では時間額1272円必要との結果が出た事、この額は全国各地の調査結果とほぼ同額であり首都圏や全国どこの地域で暮らしても生計費は変わらない事を指摘し、都道府県ごとに当てはめられるA~Dのランク制度がある事が地域間格差を拡大しているとして、政府に対しランク制度の廃止を求める意見を挙げる事などを求めました。

### 最賃署名を宮城労働局に提出

8月1日、宮城労働局に対し、「宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出しました。

現在提出署名総数は3617筆になっています。

